（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第五十五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業主の代理人） **第七十三条**　（略） ２　事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届書により、その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。当該届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたときも、同様とする。 一～七　（略）	（事業主の代理人） **第七十三条**　（略） ２　事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届書により、その旨及び当該代理人が使用すべき認印の印影を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。当該届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたときも、同様とする。 一～七　（略）

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第42条関係）（表紙）

労　働　保　険
年度用　雇用保険印紙購入通帳

有効期限
年　月末日まで

交付番号		第　号														
労働保険番号		府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号			
事業	名称															
	所在地															
事業主	住所															
	氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）															

交付年月日　　年　月　日

交付公共職業安定所　　公共職業安定所　　印